



香道濫觴書 完

松田保吉撰 伊與田勝由補

細谷松男校訂 一冊 写本
東北大学附属図書館 狩野文庫蔵

【凡例】

- ① 句読点、「」、送り仮名等は適宜追記しました。
- ② 旧仮名使いを新仮名使いに適宜改めました。
- ③ 黒字の（ ）は、本文内に小文字で記された注記です。
- ④ 青字の（ ）は、筆者の補足です。
- ⑤ 赤字は、判読等に曖昧な点がある部分です。

香道濫觴傳書 寫



御家流と稱する開祖は、三條西内大臣實隆公、姓は
 藤原、号「逍遙院」、法名「堯空」。後柏原院御宇、文龜年間の
 御香所、天文六年十月三日薨去にて、御廟所、嵯峨二尊院
 にあり。宝曆九己卯に至りて、およそ二百三拾五年、御香所といふ事は
 人皇五拾四代「仁明帝」の承和年間に始まる。その時、八條宮
 本康親王御香所なさせらる。己卯、九百二拾余年に
 及びなり。百四代「後土御門天皇」文明年間、三條西右大臣
 公敦、号「龍朔院」公は、實隆公御父なり。百七代
 「正親町天皇」の天文・文祿年間、西三條右大臣、号「称名院」公は

香道濫觴傳書 写

「御家流」と稱する開祖は、三條西内大臣實隆公、姓は
 「藤原」、号「逍遙院」、法名「堯空」。後柏原院御宇、文龜年間の
 御香所、天文六年十月三日薨去にて、御廟所、嵯峨二尊院
 にあり。宝曆九己卯に至りて、およそ二百三拾五年、御香所といふ事は
 人皇五拾四代「仁明帝」の承和年間に始まる。その時、八條宮
 本康親王御香所なさせらる。己卯、九百二拾余年に
 及びなり。百四代「後土御門天皇」文明年間、三條西右大臣
 公敦、号「龍朔院」公は、實隆公御父なり。百七代
 「正親町天皇」の天文・文祿年間、西三條右大臣、号「称名院」公は

實隆公の御子なり。御三代相續して御香所なり。すべて御歌所御香所は、位階の上下差別なく、その道堪能なる御方なり。勅宣有りて御歌所、御香所は御一代に二家定まる事なり。鞠は飛鳥井・難波両家、箏の事は四辻・琵琶は西園寺様と云うは、その家々に限りたる芸にて、代々伝うる当主なり。巧者と構いなくして、家の伝なり。歌所、香所は、それとは違人物に依りて、堪能の御方宣下を蒙りたもう實隆公よりして、香所御伝授油小路隆定(貞)、初めて地下に伝う。則ち、白川殿家臣猿島帶刀胤直、号「天桂齋」、姓、昔は白井氏と名乗る。

此人の傳り始りて地下に香の御家の傳來流下る故に後世「御家流」と稱するなり。焚香、専用三つ有り。「供香」「空香」「翫香」なり。「供香」は、鬼神を祭る人間、日々朝夕執り用いるなり。これ焚香の濫觴なり。その余裔、「空香」となれり。これは香を翫びする。本の賓客は尊敬、饗応の為に致す所故に「供香」「空香」とも雲母片を用いず、灰の上に直に香木を置きくゆるすなり。香は、沈香を焚木の大きき長短の規別有り。古名香の「奇南香」は得がたきものなれば、至つて微少なるものを雲母片を隔てて「翫香」とするなり。故に鼻端におしあてて聞く、古人の掟ありて「馬尾三分蚊脚」等の定法有るなり。雲母片の隔てるものは香氣の

予くさぬ地の存あり焚て煙の立極といふ事
基始ふ事なり香木の氣味を味わうの心なり名香は
祝香にのみ用ふること心せり是香成禁三等なり
稽古は、いにしへの事を考え合わせる事なり。目録は、百ヶ條の
名目なり。箇条の始めは、聖徳太子十七憲法なり。『日本紀』
拾抄抄太子傳等に由り、鑑岳相阿弥、香茶の
五百ヶ條これ有る由、名目のみにて伝わらず。茶法にて古織(古田織部)の
百ヶ條、石州三ヶ條、各種古の次第なり。この百ヶ條も
古人の作にてはなく先輩故、今、教への趣を信安先生(大枝流芳)
に傳へしは、一ヶ條の下に於いてその事の奥儀
委しく、初心の輩導く手術なり。何ぞ香事、この百ヶ條に

は、すまらんや後世の君子、努めて補益すること、素観
なり。香事、秘訣多端といへども、「木所」、「五味」を聞き
分るは、本所と習はれし所謂「佐曾羅」、「寸間陀羅」
「真那盤」、「羅國」、「伽羅」、「甘」、「苦」、「酸」、「鹹」、「辛」の「五味」、
「太泥(たに)沈香」
この産懸郡土知り分ける事、香事中の香道と云う。香聞き
習うずるの手数に組香を製し、初学の人の
倦怠せんため、勝負に事寄せ、式は「盤立物」と云う物を
製し、種々人形等、飾り慰むる。なお、茶方なり歌舞伎の
類なり。皆香道に登らしめんの筈蹄(せんてい)目的を達成す
るために利用する手段なり。初二十七ヶ條は
組香にのみ預かる事をことごとくつくす。この二十七ヶ條を
あんき(暗記)すれば、組香の亭主、客、香元、万端自在なり。香事

世界に行かば天子の傳在世り有り諸経にも香の事説せざる事、俗法に尋ねて知るべし。中華より秦の代に至り、香を焚く事始まる実非定めならず。去とも阿房宮賦「煙り斜めに霧横たわるは、椒蘭を焚く事」是ハ始皇の過麗を賦する辞なれども、椒蘭を焚く事必せず本邦にては聖徳太子より始まり、また、『源氏物語』諸卷に「合香合せ」の式あり。本邦、香木現世の始まりは聖徳太子、「赤梅檀」の木を用いて、観音の像を作らせ給ひ、今南都、法隆寺に安置す。その削りくずを箱に入れ、錦を覆いて黄金の網を以て封ず。これはこれ「手箱の太子」と世に呼ぶ。これもまた法隆寺の宝蔵に納まり有り、いにしえより今日に至るまで、人間(じんかん)に出ずるの沙汰なし。日本香木の最も初めなり。「法隆寺」とも

太子とも唱ふるなり。後世、一味の香木に名を下す最も初めは後醍醐天皇の時、佐渡判官道譽入道といふ人、到つて香木を愛し、百七拾余品の名香を所持して今の世に到りて、まま(時おり)人間に伝わる間は、これを得ば、貴賞すべき事の至宝なり。道譽の伝は『太平記』等に見えたり。軍中にも香を焚き、苦を慰め、鬱を散ずが雅勇士なり。御家流香事は、元来、東山慈照院義政公を以て主国第一とするなり。同朋、鑑岳真相(相阿弥)、この事に賢く香道建立なりしにや。昔は「相阿弥流」とも云えり。逍遙院公御香所を取り扱ひ、油小路殿へ伝わり、それよりして、猿島氏へ流れ下り、それより大口保高(含翠)へ「連理香」伝わりたるより

所香所の御家を流ま下り故に「御家流」と唱ふるなり。
 保高より岩田信安先生へ伝わり、信安より北斗庵淳叟(樋口道与)に
 伝わり、淳叟より連理香の書巻、並びに至因の巻、授受皆伝の
 印可とす。志野流は、文龜年間、志野三郎左衛門宗信、一子
 同姓弥三郎宗温、名「祐憲」、号「参雨齋」、孫、同姓弥次郎
 名「省巴」、号「不寒齋」。尊氏十一世義隆將軍の頃の
 人なり。これを「志野家三世」と云う。宗信、元御家流を慕いて
 焚香の高名なり。後、一流を建立して「志野流」といふ。
 省巴の門に建部隆勝という人あり。近江の武士、信長
 時代の人なり。号「留守齋」。右隆勝の門に坂内宗拾と
 いう人有り。本名杉本彦左衛門、異名「そろり」(曾呂利)とい
 う。この宗拾が

門に六哲の高名有り、宗拾書籍傳來、本阿弥光悦に
 渡る。同光甫授かる。光甫より大澤与右衛門常栄に渡る。
 同伝右衛門常知(智)、号「梅翁(軒)了可」。常栄より伝授を受けたり。
 右了可より、大口保高なり。伝書渡り、それより信安先生
 書、残りなく伝授有り。それより北斗庵淳叟に伝わり
 志野の書伝、若干(そこばく)北斗庵に蔵す。
 一 米川流というは、米川常伯、俗名「紅屋三右衛門」と云う者なり。
 京都市間人「一任」と号す。常伯は、志野流、坂内宗拾が六
 哲の一人に相国寺の芳巢松軒、元和延宝の頃の人なり。「長老」とい
 う人の門人なり。後、一流を建立して「米川流」といふ。
 東福門院へ召し出致され、御目見、貴命承る。右、常伯

達味傳來書南都古梅園主物主等といふ人傳來
河内神護寺の僧眉山和尚傳眉山大口保高に
其書傳授保高より山田信安先生是より北斗庵
傳叟に傳わるなり

一 風早正二位中納言實種以後水尾天皇の時の御香所より
風早家傳來す稻米川流に相似たり右傳來御家流は
口伝詳らかに志野は書伝全存す米川の達味書傳細
密香事三家秘法悉く藏す北斗庵の秘笈なり

松田保吉謹書

發端大意

明治三十年五月日一校

細谷松男

師曰香は焚くに先ず三つ名目あり供香、空香、翫香是之
是れ三つの香といふ供香は神佛へ香を供する事に
して焚香の濫觴なり其餘裔、空焚といふは是れ
香灰敷の下の空焚は銀葉と鋪敷香炉を盆卓等の
上置きて煙を隔てて是れ聞かざる希なる香はかように
多く空焚きにはなりがたき故、その程を定め、雲母を敷きて
香氣の早くつきざる手だてとし、鼻先にあてて、これを
翫く是れ一炷聞きとも名香聞きともいふ。これ翫香
の初めなり。すべて香炉を鼻先へあてて聞くを「翫香」といふ。しかるに
この翫香中に「一種聞」「焼組香」「問名香」「名香合」「組香」
等の品々、名目あつて、名付け、その作法、格別なり。しかるに

達味傳來書、南都古梅園主、姪(甥)玄察という人に伝わる。それより
河内神護寺の僧、眉山和尚へ伝わり、眉山より大口保高に
その書伝授す。保高より岩田信安先生へ伝わり、これより北斗庵
傳叟に伝わるなり。
一 風早正二位中納言實種へ後水尾天皇の時の御香所より
風早家傳來す。ほぼ米川流に相似たり。右傳來、御家流は
口伝詳らかに、志野は書伝全存す。米川の達味書傳細
密、香事三家秘法、ことごとく北斗庵の秘笈(ひきゆう)大切
なる本箱)に藏する者なり。

松田保吉 謹書

明治三十年五月日一校

細谷松男

發端大意

師曰く、香を焚くに先ず三つ名目あり。「供香」「空香」「翫香」これなり。
これを「三つの香」といふ。「供香」は神佛へ香を供する事に
して、焚香の濫觴なり。その餘裔、「空焚」となれり。これ
香を敬うの本なり。空焚は、銀葉を鋪敷(敷)かず、香炉を盆卓等の
上に置きて、間を隔ててこれを聞く。しかるに希なる香はかように
多く、空焚きにはなりがたき故、その程を定め、雲母を敷きて
香氣の早くつきざる手だてとし、鼻先にあてて、これを
聞かざる。これを「一炷聞き」とも「名香聞き」ともいふ。これ翫香
の初めなり。すべて香炉を鼻先へあてて聞くを「翫香」といふ。しかるに
この翫香中に「一種聞」「焼組香」「問名香」「名香合」「組香」
等の品々、名目あつて、名付け、その作法、格別なり。しかるに

但香は嚴儀香の中のを下品なるものにして、また、この組香の中にも「真」「行」「草」の三つの品有り。「真」の組香は嚴儀の香といふ。これは、「その儀を嚴にする」と云う意にて名付けたるものにして、組香会の本式なるものなり。しかるに、何れの組香をこの嚴儀の式にてすると定まりたる事はなし。何れの組香にても貴人会衆の時に用いるとなり。但し、当流の香事稽古の人、組香「皆点百度」に及びたる上、香事一流の奥儀上傳授したるは、證據は連理香といふ。但香は相傳有連理香に限る。其の式は嚴儀香を傳授する事なく、其の右に右に云うごとく、何れの組香にても貴人会衆の時、皆嚴儀にて興行するなり。

大抵其作法、兼ねてより日限を定め、連中初入の時の座配の作法等あり。香元盤といふものを用ゆ。盤の上は打鋪成りて、香具を飾り、執行する事。其間の式次第、口伝多し故に、この嚴儀香の事は「十炷香」として、其の式次第を別に傳授ある事なり。次に「行」の組香といふは、香元盤を用いず、「打鋪」ばかりを用いて、その上に香具を飾るなり。これにて執行なり。これも何れの組香を「行式次第」にすると定まりたる事なく、その人によりて「行」の式次第を用いて興行するなり。ほかに「花月」「焚合」「連理香」を「三つの組香」といいて、諸々の組香の中に分けて秘事有るなり。皆別に傳授ある事なり。連理は

但し、香を翫香の中のものとも下品なるものにして、また、この組香の中にも「真」「行」「草」の三つの品有り。「真」の組香は嚴儀の香といふ。これは、「その儀を嚴にする」と云う意にて名付けたるものにして、組香会の本式なるものなり。しかるに、何れの組香をこの嚴儀の式にてすると定まりたる事はなし。何れの組香にても貴人会衆の時に用いるとなり。但し、当流の香事稽古の人、組香「皆点百度」に及びたる上、香事一流の奥儀上傳授したる証拠に「連理香」といふ組香を相伝有り。「連理香」に限り、その次第を嚴儀にて傳授ある事なり。そのほかは、右に云うごとく、何れの組香にても貴人会衆の時、皆嚴儀にて興行するなり。

大抵その作法、兼ねてより日限を定め、連中、初入り、後の入りの習い、座配の作法等あり。「香元盤」といふものを用ゆ。盤の上に打鋪(うちじき)を敷きて、香具を飾り、執行する事。その間の式次第、口伝多し故に、この嚴儀香の事は「十炷香」を以て、その式次第を別に傳授ある事なり。次に「行」の組香といふは、香元盤を用いず、「打鋪」ばかりを用いて、その上に香具を飾るなり。これにて執行なり。これも何れの組香を「行式次第」にすると定まりたる事なく、その人によりて「行」の式次第を用いて興行するなり。ほかに「花月」「焚合」「連理香」を「三つの組香」といいて、諸々の組香の中に分けて秘事有るなり。皆別に傳授ある事なり。連理は

右にいうごとく、組香「皆点百度」に及びたる人、一流の奥義を
傳へ受けたる証拠に伝授あるものなり。これ、香道において
もつとも大切にする事にて、もつとも、その式次第を厳儀にて
伝授ある事、右にいうごとく、その余、「焚合香」は則ち
連理の面影にして、甚だ秘事なり。「花月香」は香元
二人、「花方」「月方」と取り分かれ焚くにより、香具飾り様、香元の
仕様等、口授多く、右「花月」「焚合」の二組は件の故を以て
「行」の式次第にて伝授あり。しかるに、右に云うごとく
貴人会釈の時は、「花月」「焚合」も厳儀にてする事なり。
常には「花月」「焚合」伝授は「行」の式次第を以て有るなり。これ、三つ
の組香の中たるに依りてなり。その組香は、右に云うごとく

其人よりて行ふ式次第を用ふる組香よりて
稽古の会の式次第を用ふる組香、常に用いるの
物なり。「真」「行」の二つに合はせしむる略せる方なり。右「真」
の組は盤を用いて、その儀、嚴重にして「行」の組は
打敷ばかりを用いて、盤を使わず。「草」の組香は「大高紙」を敷
きて用いる。
これに、香具を飾るなり。その用いる処の器物に及び、作法に
詳略の差別あるを以て、右のごとく「真」「行」「草」の
次第を立てたるものなり。もつとも、二拾七ヶ条は「草」の組香の
稽古目録なり。

組香稽古目録

稽古目録

一 八十八ヶ條の中より、組香の三用は、本儀抄御一と
定まらば、組香は初心の人の学ぶ処なれば、先ずこれを
あつて、組香本儀抄の目録九十八ヶ條右其中に
初二拾七ヶ條中二十ヶ條後三十六ヶ條と三段に分けて
初二拾七ヶ條は組香の稽古にて、即ち、この目録なり。前にも
記せるごとく、組香は配香の中、もつとも下品なるものにして
元稽古の序に用いし物なり。香道、秘事多しといふとも
元は、木所を聞く事、第一の専要なり。しかるに、好悪を分かち
真偽を知るに多く、これを聞くものならざれば、別かち
知る事あたわず。よつて、古人、これを聞きならわし
むるたてを初め、または、勝負を付けて修行に飽かざら
しめんとはかりて組香なる故、組香は、女童に香を

傳せむらひ志むる全歸之初心の人の先ず学ぶ処なり。
依りて、香事稽古の人の先ず初め、組香の本儀抄又右
上の之、都々物、箇條目録法なる本儀抄を傳授
太子の十七ヶ條の憲法、この始之十七ヶ條の憲法
日本紀拾抄抄太子傳、有香事、稽古、
ヶ條、目録法なるを古来はなかりし事なり。
元は、故如く、目録法にて教へ、初め、先後乱れて規矩
あり、後、時々、なごふとの混雜、混雜してわきま
あり、茫として、淵を望むがごとし。故に、次第を以て
ヶ條の名目を集めて、その條下に掟て委しき口
授有るなり。いにしへ来、東山殿の頃、相阿弥作に『香乘』
の五百ヶ條等有是、初心と導きの序なり。これに擬して

一 八十八ヶ條の中より、組香にのみ用いる事を抄出して
ここに挙げ、組香は初心の人の学ぶ処なれば、先ずこれを
しらしむ。香事稽古の目録、およそ八十八ヶ條。右、その中に
初二拾七ヶ條中、二十五ヶ條、後三十六ヶ條と三段に分けて
初二拾七ヶ條は組香の稽古にて、即ち、この目録なり。前にも
記せるごとく、組香は配香の中、もつとも下品なるものにして
元稽古の序に用いし物なり。香道、秘事多しといふとも
元は、木所を聞く事、第一の専要なり。しかるに、好悪を分かち
真偽を知るに多く、これを聞くものならざれば、別かち
知る事あたわず。よつて、古人、これを聞きならわし
むるたてを初め、または、勝負を付けて修行に飽かざら
しめんとはかりて組香なる故、組香は、女童に香を

聞かせ習わしむる筈なり。初心の人の先ず学ぶ処なり。
依りて、香事稽古の人の先ず初めに組香の事を傳授有る
ものなり。すべて物に箇條目録を立てる事は、聖徳
太子の十七ヶ條の憲法が始めなり。十七ヶ條の憲法
『日本紀』拾抄抄太子傳に有り。香事稽古に
かよう(斯様)に目録を立てる事、古来はなかりし事なり。
しかれども、このごとく、目録立て、教えねば、先後乱れて規矩
なし。しかる時は、習うもの次第、混雜してわきま
がたし。茫として、淵を望むがごとし。故に、次第を以て
ヶ條の名目を集めて、その條下に掟て委しき口
授有るなり。いにしへ来、東山殿の頃、相阿弥作に『香乘』
の五百ヶ條等有り。これ、初心を導くの序なり。これに擬して

件の故を以て、條目を集めしものなり。皆これその事を
委細に教えんがためなり。この組香目録に付きたる
書、ほかに六部有り。これは、その入用の箇條の下に拾うて
相伝あるなり。

享保十九 甲寅年三月

明治三十年六月一日 一校了
おなじ年かさねて 一校了

細谷松男

御家流香掟傳授者也

伊与田宗茂勝由 印

細谷助左衛門殿



件の故を以て、條目を集めしものなり。皆これその事を
委細に教えんがためなり。この組香目録に付きたる
書、ほかに六部有り。これは、その入用の箇條の下に拾うて
相伝あるなり。

享保十九 甲寅年三月

明治三十年六月日 一校了
おなじ年かさねて 一校了

細谷松男

御家流香掟伝授する者なり。

伊与田宗茂勝由

印

細谷助左衛門 殿

細谷氏印

明治二十年一月 此家書寫り

至善庵

○右香道濫觴書、發端大意を誌せし松田保吉と云いし人は、如何なる
竹の保吉は、岩田信安即ち大枝流芳の門人、樋口道譽の門弟にして、
友なるよし。同居士の『香道心の葉（枝折）』並びに香道諸宗匠筆記の
等に見えたり。

まつおしるす

明治二十年一月 此家書寫了

至善庵

○右、香道濫觴書、發端大意を誌せし松田保吉と云いし人は、如何なる
先生かと云うに

この保吉は、岩田信安即ち大枝流芳の門人、樋口道譽の門弟にして、
白椿居士（はくちんこじ）源光忠の朋
友なるよし。同居士の『香道心の葉（枝折）』並びに香道諸宗匠筆記の
内、白椿居士の記
等に見えたり。

明治三十年神無月十三日

まつおしるす

令和五年十一月

『香筵雅遊』 國井和裕